

**記入例**

領収証や提供証明書などの発行年月日以後の日付を記入してください。

請求日 令和 6 年 1 月 10 日

**施設等利用費請求書(償還払い用)**

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和 5 年 10 月～令和 5 年 12 月分請求用】

私は、子どもを施設等に預け、利用料を支払ったことについて、**償還払いは四半期ごとにまとめて行うため、基本的には3ヶ月分を記入してください。**なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 申請者と認定子どもが、尼崎市内に居住していることを尼崎市が住民基本台帳で確認すること。

**消せるボールペン・修正テープは使用しないで下さい。**

自筆でない場合又は認定保護者以外の方が記入する場合は押印をお願いします。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)(※1)

フリガナ	アマガサキ タロウ	生年月日	昭和・平成 60 年 10 月 1 日
氏名	尼崎 太郎	現住所	〒661-0000 尼崎市〇〇町〇番〇号 電話: 06-0000-0000

※1 自筆でない場合又は認定保護者以外の方が記入する場合は押印をお願いします。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	アマガサキ ハナコ
認定番号	A123456	氏名	尼崎 花子
生年月日	平成(令和) 2 年 4 月 1 日		

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※2)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
銀行・信用金庫	口座番号	1 2 3 4 5 6 7
農協・信用組合	口座名義(カタカナ)	アマガサキ タロウ

※2 初回請求の際、もしくは前回と異なる振込先を指定する際、振込先を確認できる通帳等の写しを提出してください。

【振込先に認定保護者以外の口座を指定する場合のみ、以下に認定保護者の氏名を記入してください。】

上記口座に振込先を指定します。

氏名(認定保護者)	印	←認定保護者の自筆でない場合は押印して下さい。
-----------	---	-------------------------

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(※3) (記入)

①	◎◎幼稚園	振込先が認定保護者以外の口座の場合は認定保護者の氏名を記入してください。認定保護者の自筆でない場合は押印が必要です。
③		

月額上限額は新2号認定で37,000円、新3号認定で42,000円です。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業(※4)

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b) ※3	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和 5 年 10 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 5 年 11 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円
令和 5 年 12 月	50,000 円	円	50,000 円	37,000 円	37,000 円

※3 利用した施設等ごとに、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(様式第3号)」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書(様式第4号)」または「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼提供証明書(様式第11号)」を添付して下さい。

また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証(様式第3号)」及び「特定子ども・子育て支援提供証明書(様式第4号)」に換えて、援助を行う会員が発行した「活動報告書(様式第5号)」を添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期・前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(1円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は月額42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- 途中で認定期間が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転出日までの日数 ÷ その月の日数
- 途中で認定期間が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額: 37,000(42,000)円 × 転入先での認定日からの日数 ÷ その月の日数